

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表します。

平成 26 年 12 月 18 日

和泉市長 辻 宏 康

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

北部地区

（府中町、和気町、小田町、観音寺町、芦部町、桑原町、一条院町、阪本町、黒鳥町、東阪本町、舞町、尾井町、富秋町、上町、上代町、葛の葉町、王子町など）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 26 年 10 月 21 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

認定農業者 33 経営体（内法人 2 経営体）

新規就農者 1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分でない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地所有者や農業をリタイア・経営転換する人は、積極的に農地中間管理機構を活用し、担い手への農地集積を促進する。

6. 地域農業の将来のあり方

取組事項：生產品目の明確化、複合化、6次産業化、高付加価値化、
新規就農者の促進

担い手の確保として、新規就農者の受け入れを進めていく。担い手の確保が進めば、耕作放棄地の解消に繋がると考えるが、併せて、認定農業者等の担い手への集積・集約化を進めていくことで一層の解消を図り、それらの経営体の規模拡大による農業経営の安定を目指していく。さらに、規模拡大等の際に効率的に安定した農業経営が行えるよう水利等の農業施設を充実させていく必要がある。

また、中長期的には、市の施設を活用した強みのある作物作りから耕作放棄地等を活用したそれらの産地化を進め、更なる地域農業経営の発展を図っていく。